

○米沢市創業支援事業費補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 25 日

告示第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、商工業の活性化を図るため、本市の区域内において創業を行おうとする者等に対して、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(昭和 43 年米沢市規則第 10 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令 3 告示 104・令 4 告示 51・令 6 告示 75・一部改正)

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)第 2 条第 30 項に規定する行為(同項第 3 号に掲げる行為を除く。)をいう。

(2) 創業日 所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 229 条に規定する開業等の届出書において開業のあった日として届出した日、法人登記を申請した日又は営業を開始した日のうちいずれか早い日

(令 6 告示 75・追加、令 7 告示 8・一部改正)

(補助対象者)

第 3 条 補助の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

(1) 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書の提出日(第 6 条第 2 項において「実績報告書提出日」という。)に、本市の住民基本台帳に記録されているもの

(2) この要綱の規定による補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の 2 月末日までに事業を開始するもの又は補助金の交付申請時点で創業日から起算して 1 年未満のもの

(3) 補助金の交付を受けようとする事業について、この要綱以外の本市の要綱等の規定により実施する又は実施された補助を受けていないもの

(4) 補助金の交付を受けようとする事業について、米沢商工会議所の経営指導を受けているもの

(5) 市町村民税、都道府県民税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税を滞納していないもの

2 補助対象者は、この要綱の規定による補助金の交付の決定を受けた事業を他の者に委託してはならない。

(平 30 告示 58・平 31 告示 51・一部改正、令 6 告示 75・旧第 2 条繰下・一部改正、令 7 告示 158・一部改正)

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 創業事業 創業を行うものをいう(次号に掲げるものを除く。)

(2) 若手創業事業 創業を行う年度において年齢が 40 歳以下である者(当該年度において 41 歳に到達するものを除く。)が、創業を行うものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

(1) 農業、林業及び漁業

(2) 風俗営業等その他市長が別に定める業種

(平 30 告示 58・一部改正、令 6 告示 75・旧第 3 条繰下・一部改正)

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費を除くものであって、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 補助対象者の関係者及びその同居する親族等に対して支出する一切の経費
- (2) 弁当、飲料水等の購入及び打合せにおける飲食に要する経費
- (3) 家賃及び光熱水費
- (4) 敷金及び礼金
- (5) 販売を目的とするものに要する経費
- (6) 店舗及び事務所の賃借に要する経費
- (7) 保守点検、部品の交換等施設等の維持管理に要する経費
- (8) 土地の取得、造成、補償等に要する経費
- (9) 消費税及び地方消費税
- (10) その他市長が定める経費

(平 30 告示 58・一部改正、令 6 告示 75・旧第 4 条繰下・一部改正、令 7 告示 8・一部改正)

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 創業事業 次のア又はイに掲げる額のいずれか低い額以内の額とする。

ア 補助対象事業の実施に要する経費の 2 分の 1 に相当する額

イ 15 万円

- (2) 若手事業 次のア又はイに掲げる額のいずれか低い額以内の額とする。

ア 補助対象事業の実施に要する経費の 2 分の 1 に相当する額

イ 25 万円

2 前項の場合において、補助対象事業を行う補助対象者が、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条第 1 項に規定する転入をした者又は転入をしようとする者(以下「転入者」という。)であるもののうち、実績報告書提出日の時点で転入をした日から 1 年を経過していないもの(転入した日以後に、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学の就学期間がある場合は、その期間を除き 1 年を経過していないものを含む。)のときは、前項第 1 号イ又は第 2 号イの額に 30 万円を加算するものとする。ただし、転入者は本市に転入する前に本市外に 1 年以上居住していた者に限るものとする。

3 第 1 項の場合において、補助対象事業を行う補助対象者が、米沢市創業支援等事業計画に定める特定創業支援を受けたものである場合は、同項第 1 号イ又は同項第 2 号イの額に 10 万円を加算するものとする。

(平 31 告示 51・全改、令 3 告示 104・令 5 告示 46・一部改正、令 6 告示 75・旧第 5 条繰下・一部改正)

(交付申請)

第 7 条 規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、同条第 4 号の書類は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した事業計画書

- ア 申請者の概要
- イ 事業の名称
- ウ 事業の目的
- エ 事業の内容
- オ 事業を開始する日
- カ 事業に要する経費及び補助金交付申請額
- キ その他市長が必要と認める事項

(2) 収支予算書

(3) 米沢商工会議所の経営指導を受けていることを証する書類

(4) 納税証明書

(5) 転入者であることを証する書類(前条第2項の加算に該当する場合に限る。)

(6) その他市長が必要と認める書類

(平 30 告示 58・平 31 告示 51・令 3 告示 104・一部改正、令 6 告示 75・旧第 6 条繰下)

(交付の条件)

第 8 条 規則第 6 条第 1 号及び第 2 号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 新たな事業の実施又は一部事業の中止
- (2) 補助対象事業の業種の変更
- (3) 補助対象経費の 100 分の 30 を超える増減

2 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、前項第 1 号又は第 2 号に掲げる変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 変更の理由及び内容
- (2) 事業の内容
- (3) 収支予算書

(平 30 告示 58・令 5 告示 46・一部改正、令 6 告示 75・旧第 7 条繰下)

(実績報告)

第 9 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了後 30 日を経過する日又は補助対象事業を実施する年度の 3 月 10 日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した事業実績書

- ア 申請者の概要
- イ 事業の名称
- ウ 事業の目的
- エ 事業の内容
- オ 事業を開始した日
- カ 事業に要した経費及び補助金交付申請額
- キ その他市長が必要と認める事項

(2) 収支決算書

(3) 住民票抄本(第 6 条第 2 項の加算に該当する場合に限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(平 30 告示 58・平 31 告示 51・一部改正、令 6 告示 75・旧第 8 条繰下・一部改正、令 7 告示 158・一部改正)

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令 6 告示 75・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(米沢市商工業地域活性化支援事業費補助金交付規程の一部改正)

2 米沢市商工業地域活性化支援事業費補助金交付規程(平成 6 年米沢市告示第 187 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 30 年 3 月 30 日告示第 58 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日告示第 51 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日告示第 104 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 22 日告示第 51 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 29 日告示第 46 号)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 27 日告示第 75 号)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 1 月 16 日告示第 8 号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 5 条の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の対象となる経費について適用し、同日前の申請に係る補助金の対象となる経費については、なお従前の例による。

附 則(令和 7 年 6 月 23 日告示第 158 号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。